税務相談室

所得控除

北海道医師会顧問税理士　中村（なかむら）　孝一（こういち）

質問1　私は連帯保証人として友人の債務を保証したところ、友人の事業がうまくいかず、債務の弁済を私がすることになりました。友人は無一文同様で求償権を行使できる見込みはありません。この損害を雑損控除とすることはできませんか。

回　答　雑損控除の対象にはならないです。

雑損控除の対象となる損失は、災害、盗難、横領などの納税者本人には責任のない、いわば不可抗力的な原因による資産の損失額に限られますから、保証債務の履行による損害額は雑損控除の対象にはなりません。

つまり、一般に、保証債務を行う人は、主債務者が弁済不能に至った場合には、自らが弁済しなければならないことを承知のうえで債務保証をするのですから、その損失は災害や盗難と同視すべき性質のものとは思われません。

しかし、保証債務を履行するため、資産（棚卸資産及び山林は除きます。）を譲渡した場合で求償権の行使ができない場合には、理論的にはいったん譲渡所得が発生し、その所得が処分（主債務者に代わって弁済）されたものともいえますが、このような所得は、課税するにふさわしい所得ではないと考えられていますので、こういう場合の譲渡所得は課税されないこととされています。

なお、雑損控除の対象となる事由と間違えやすいものに次のような例があります。いずれも雑損控除の対象にはなりませんので、ご注意ください。

⑴　詐欺により金品を詐取されたことによる損失
⑵　出資の対象となった企業の倒産等により下落した株価等の損失
⑶　非業務用資産に係る任意の除却損

日本医師会公式YouTubeチャンネルの登録ならびに日本医師会LINE公式アカウントの友だち追加へのご協力のお願い

日本医師会では公式YouTubeチャンネルやLINE公式アカウントを通じて、さまざまな情報を提供しています。それらの情報をご活用いただくため、ぜひ、YouTubeのチャンネル登録ならびにLINEへの友だち追加を、下記の二次元バーコードからお願いいたします。

●日本医師会公式YouTubeチャンネル

●日本医師会LINE公式アカウント

問い合わせ先：日本医師会広報課　E-mail：kouhou@po.med.or.jp